
判例研究

個人版弁護士費用保険における保険金請求において、保険金を支払う対象となる原因事故が被保険者の事業活動による法律事件に該当し保険金の対象外であるとして保険者の債務不存在確認請求が認容された事例（令和4年10月5日東京地方裁判所民事第31部判決，令和4年（ワ）3377号，債務不存在確認請求事件，請求認容，ウエストロー・ジャパン文献番号2022WLJPCA10058012，D1-Law.com判例体系〔29076443〕，LEX/DB文献番号25598077）

山下典孝

【事実の概要】

少額短期保険業等を営むX少額短期保険株式会社（以下「X社」という。）は、平成28年（2016年）6月4日、Y（被告）との間で、責任開始日を同年7月1日、保険期間1年間、弁護士費用等保険金の支払限度を300万円として、個人版弁護士費用保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。

本件保険契約に適用される約款の内容は以下の通りであった¹⁾。

-
- 1) 弁護士費用保険普通保険約款（2013年版）第2章第2条第1項第2号b参照。
なお、弁護士費用保険普通保険約款（2021.12）第2章第3条第3項5号アとして、以下の規定が置かれている。
- ⑤ 次に掲げる事業上の法律事件（注1）
- ア. 被保険者が個人事業主もしくはその従業員、または法人もしくは団体の役職員として従事する業務上の用途に供すること（注2）を目的として、現在または過去において所有・使用・管理する財産・権利・施設等に関して直面した法律事件

(1) 保険金を支払う対象となる原因事故

被保険者が日本国内で直面した法律事件を対象とする。ただし、次に該当する法律事件は除く。

② 被保険者の事業活動に伴う法律事件

ア 法人の事業活動（活動目的は営利・非営利を問わない。）

イ 個人事業の事業活動（商法 501 条以下と同義の商行為をいい、当該商行為以外のものは事業活動には含まない。）

Y は、令和 2 年 7 月 15 日に、北海道旭川市〈以下省略〉所在の建物（床面積 1 階 420.28m²、2 階 650.68m² のラブホテルとして建築された建物。以下「本件建物」という。）を購入し、本件建物を目的として A 損害保険株式会社（以下「A 社」という。）を保険者とする企業財産総合保険（ビジネスプロパティ）（以下「別件保険」という。）に加入した。Y は、本件建物購入後、本件建物において漏水事故が発生したとして、A 社に対して保険金を請求したところ、保険金の認定額について争いが生じ（以下「別件紛争」という。）、弁護士に委任したとして、X 社に対し、当該弁護士費用に関する保険金（着手金）を請求した。

X 社は、上記保険金請求について、事業上の法律事件に該当するなどとして、保険金の支払を拒絶した。

Y は、令和 3 年 11 月 13 日、一般社団法人日本少額短期保険協会に対して X 社を相手方として紛争解決手続の申立てを行い、同法人の裁定委員会は、X 社及び Y 社に対し、X 社が解決金として 150 万円を支払う旨の和解案を提示し、受諾を勧告したが（以下「ADR 機関による和解案」という。）、²⁾ X 社は、受諾を拒否し、本件訴訟を提起したのが本件である。

（注 2）現在、業務上の用途に供していない場合を含みます。ただし、個人の用途に転用している場合を除きます。

LAC 研究会編『権利保護保険のすべて』（商事法務、2017 年）207-210 頁〔松倉孝文＝北村啓介〕で説明されている約款条項も上記と同様な内容となっている。

2) 一般社団法人日本少額短期保険協会・少額短期ほけん相談室の裁定委員会での和解案の内容については、少額短期ほけん相談室「5. 紛争（終了案件）の事例 ⑨火災保険金額の争いに係る弁護士費用保険金請求を争った事例」少額短期ほけん相談室レポート 23 号 20-22 頁（2022 年）参照（<https://www.shougakutanki.jp/general/consumer/pdf/report/>

個人版弁護士費用保険における保険金請求において、保険金を支払う対象となる原因事故が被保険者の事業活動による法律事件に該当し保険金の対象外であるとして保険者の債務不存在確認請求が認容された事例

本件では、別件紛争が被保険者の事業活動による法律事件に該当するかが争点とされており、双方の主張は以下の通りである。

(1) X社の主張

別件紛争は、Yが事業用に購入したラブホテルである本件建物の修理代金として、別件保険の保険金の支払を求める事件である。別件保険は、「物件別」に「事業物件」、「職業・作業等の名称」を「ホテル」と明記し、あくまでも事業用の延べ床面積1062.95m²の広大な不動産を財産として補償するための保険であり、保険金額も1億8000万円と設定され、保険料も26万4930円と高額である。したがって、別件保険は事業のために加入した保険であることは明らかである。

また、本件建物は、床面積や室数などに鑑みると、個人の居宅には適しておらず、Yが、購入後、旅館業法や風俗営業法の許可を取得できないため³⁾、住居兼事務所として使用しているとの主張は不合理である。

(2) Yの主張

本件建物は、Yが購入後、風営法の問題で営業できなかったため、住宅兼車庫として利用している。約款上も、個人用途に転用された場合には業務用施設ではなくなるとされており、個人事業主でもないYが業務用に使用したことはない。

【判旨】

「1 前提事実のとおり、本件建物は、ラブホテルとして建築された、床面積1階420.28m²、2階650.68m²の建物であり、証拠…によれば、各居室用に駐車場が設けられている。このように本件建物は、大規模な改修工事が行われな限り、一般の住居に使用することは想定されていない建物といえることができる。また、被告は、

hokensodan_report23.pdf) 2024年5月8日閲覧)。なお、和解勧告案で150万円(着手金)の支払が示されていることを前提とした場合、本件保険契約に適用される普通保険約款別表1基準弁護士費用によれば、別件訴訟の経済的利益は3000万円近いことになる。

3) 旅館業法3条1項本文、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律3条1項・2条6項4号参照。

別件保険の加入に際し、本件建物についてホテル使用を目的とする事業物件であるとして、企業財産総合保険を締結している…。

一件記録によっても、被告が、現に本件建物でラブホテルまたは通常のホテルとして営業を行っているとは認められず、むしろ、被告が本件建物の駐車場に自己または関係者の使用する自動車等を駐車させ、あるいは居室に私物を置いているなどの様子が見受けられるが…、これらは、現に、本件建物について風俗営業法や旅館業法に基づく許可が出ていないことから、一時的に被告が自己の所有物等を置いて使用しているものと考えても不自然ではない。被告が、令和3年11月5日に、令和2年8月1日付けで自己の住民登録を本件建物の所在地に移しながら、令和3年11月5日に、令和2年12月31日付けで元の住所地(肩書住所地)に戻していること…、被告が一般社団法人日本少額短期保険協会に対して原告を相手方として紛争解決手続の申立てを行ったのは令和3年11月13日であること(前提事実)からしても、被告が、本件建物を自己の住宅として使用しているものと認めることはできない。

さらに、被告は、別件保険が企業財産総合保険であることに関し、保険代理店から、旅館業法の許可が下りなかったとしても企業財産総合保険を継続した方がよい旨を勧められた旨を主張し、その旨の記載のあるA社代理店「〇〇」名の書面を提出しているが…、被告自身が「〇〇」の屋号で活動し、損害保険の代理店となっているのであって…、上記書面も被告自身が作成したものであると認められることからすると、被告の上記主張は、信用しがたい。

以上によれば、本件建物において、現にラブホテル・ホテルの営業が行われていないとしても、非営業目的の使用に転用されたとの事情も認められないことからすれば、本件建物が事業用物件であるとの性格はそのまま維持されているものというべきであり、別件紛争は、事業用物件にかけられた事業用損害保険の保険金請求として被保険者の事業活動による法律事件に該当し、本件保険契約の保険金の対象外である。」

【検討】

1. 本判決の意義

本判決は、交通事故を含めた複数の分野を対象としている個人版弁護士費用保険契約における免責事由該当性が争われた事案である。任意自動車保険契約に付帯さ

個人版弁護士費用保険における保険金請求において、保険金を支払う対象となる原因事故が被保険者の事業活動による法律事件に該当し保険金の対象外であるとして保険者の債務不存在確認請求が認容された事例
れた弁護士費用特約条項以外の裁判例⁴⁾としては、公開された事案としては2番目
のものと思われる⁵⁾。

保険金支払対象外とされている被保険者の事業活動に伴う法律事件該当性が争われたもので、事例として意義があるものとする。

弁護士費用保険は、被保険者が原因事故となる紛争等に関して弁護士に法律相談や訴訟委任を行う際に支出する費用損害を保険金でてん補する内容の損害保険契約である。そのため一旦、弁護士に支払った着手金が何らかの理由で返還された場合には、被保険者自身に費用損害が発生していなければ保険金支払事由には該当しないことになる⁶⁾。本件では弁護士費用保険における着手金としての保険金支払が問題となっている⁷⁾。

2. 個人版弁護士費用保険の対象分野

個人の日常生活で発生する紛争リスクと事業者が事業活動に伴って発生する紛争

- 4) 任意自動車保険の弁護士費用等担保特約に関する裁判例の概要（平成29年8月時点）に関しては、LAC研究会・前掲注1）44-50頁〔山下典孝〕参照。
- 5) 本件と同じ少額短期保険株式会社である原告が弁護士費用保険契約の保険契約者兼被保険者からの請求に基づき、被告名義の口座に弁護士費用等保険金を送金したところ、被告は、既に弁護士資格を喪失しているため上記保険金を受領する権限がないにもかかわらず、これを認識しながら上記保険金を受領したなどと主張して、被告に対し、不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づき支払った保険金相当額等の支払を求めた事案である東京地判平成30年6月13日（平成29年（ワ）第14504号、損害賠償請求事件）ウエストロー・ジャパン文献番号2018WLJPCA06138011、LEX/DB文献番号25556167、D1-Law.com判例体系〔29050386〕、判例秘書L07331736がある。
- 6) 東京地判令和4年8月9日（令和4年（レ）198号、保険金請求控訴事件）ウエストロー・ジャパン文献番号2022WLJPCA08098015、LEX/DB文献番号25606493、判例秘書L07732346参照。
- 7) 弁護士に対する適切な報酬金支払を確保する意図から、約款別表において（旧）日本弁護士連合会報酬等基準（平成16年4月1日廃止）を参考とした保険金支払基準が設けられているのが一般的となっている。この保険金支払基準は被保険者と保険者との間の保険金支払基準に過ぎず、依頼者と弁護士との間の委任契約に基づく報酬とは異なる契約関係である（LAC研究会・前掲注1）32頁〔山下〕。依頼者と弁護士との間の委任契約に基づき、保険金支払基準を超える額は依頼者が自己負担して支払う旨の合意を妨げるものではない。依頼者と弁護士との間の委任契約に基づく報酬内容は、弁護士法、弁護士職務基本規程、弁護士の報酬に関する規程等に反しない限りは当事者で自由に定めることができるからである。

リスクとはその性質や発生した場合の損害の範囲や額も異なることから、日本のみならず海外の訴訟費用保険においても一般的には区別した保険商品として引受けされることになる⁸⁾。

本件保険契約においても、約款において事業活動に伴う法律事件に基づく弁護士費用はてん補範囲外とする除外事由を設けることで対応がなされている。

3. Yの商人性

本件事実関係によれば、Y自身がA社の損害保険代理店となっている。Y自身がA社の損害保険代理店として本件建物について別件保険である企業財産総合保険の継続を行っていることから、YはA社の締約代理商(会社法16条参照)である損害保険代理店としての立場にあった。A社に代わり保険契約締結の代理を行っていることであれば、保険取引(商法502条9号)という商行為の代理の引受け(商法502条12号)を営業として行っており、Yは固有の商人(商法4条1項)という立場にあることになる。

商人がその営業のためにする行為は、商行為とされ(商法503条1項)、商人の行為は、その営業のためにするものと推定される(同条2項)。会社の場合も商法503条2項の適用があると解され、「会社の行為は商行為と推定されることから、これを争う者において当該行為が当該会社の事業のためにするものでないこと、すなわち当該会社の事業と無関係であることの主張立証責任を負うと解する」とされている⁹⁾。

個人商人の場合においても同様に、当該個人商人の行為が営業のためにするものではないことを争う者が、当該商人の営業と無関係であることの主張立証責任を負うことになる。本件では、Yが主張立証責任を負うことになる。

8) 應本昌樹「ドイツにおける権利保護保険」自由と正義64巻7号15頁(2013年)、山下典孝「弁護士費用保険をめぐる諸問題についての比較法的検討」日弁連法務研究財団編『法と実務13』(商事法務、2017年)274頁以下参照。

9) 最二小判平成20年2月22日民集62巻2号576頁参照。他方、会社には、個人商人のような私生活はなく、事業と離れて存在しないことを理由に、会社の行為については証明によって商行為性を覆す可能性を認めるべきとして判例の立場に反対する見解も主張されている(青竹正一『商法総則・商行為法第4版』(信山社、2024年)43頁)。

個人版弁護士費用保険における保険金請求において、保険金を支払う対象となる原因事故が被保険者の事業活動による法律事件に該当し保険金の対象外であるとして保険者の債務不存在確認請求が認容された事例

4. 本件建物の用途

ADR 機関による和解案では、2021 年 12 月適用約款第 2 章第 3 条第 3 項 5 号アの(注 2)「現在、業務上の用途に供していない場合を含みます。ただし、個人の用途に転用している場合を除きます。」のただし書に基づき、本件建物が個人の用途に転用されていること等を理由に、保険金 150 万円(着手金)支払の和解案の勧告を行っている。

Y が ADR 機関に申立を行ったのは令和 3 年(2021 年)11 月 13 日とされており、A 社との別件紛争に基づき弁護士に委任したのはそれよりも前になる。Y が X 社との間で個人版弁護士費用保険契約を締結したのは、平成 28 年(2016 年)6 月 4 日であり、それ以降毎年更新を行っていたものと考えられる。本判決で示された約款文言は、2016 年 5 月 26 日加入前の契約に適用される約款である¹⁰⁾。それ以降に加入した契約に関しては、2021 年 12 月適用約款と同様な文言に従っており、その文言に沿って解釈すべきことになる。もっとも 2013 年版約款でも、本件建物が Y の私生活の用途として利用されている物件として漏水事故による保険金支払に係る紛争であれば、被保険者の事業活動に伴う法律事件には該当せず、同様に保険金支払は認められることになる。

本判決は、本件建物がラブホテルとして建築された 2 階建ての床面積が広く各居室用に駐車場が設けられている点も踏まえ、大規模改修を行わない限りは、一般の住居に使用することは想定されていない点を指摘する。また、Y が A 社の損害保険代理店として本件建物について、一般住宅総合保険ではなく、ホテル使用を目的とする事業物件であるとして、企業財産総合保険を継続しているという事実を踏まえて、被保険者の事業活動に伴う法律事件該当性を肯定する。

「ラブホテルとしての仕様を備え、本事業用目的のために申立人が購入した本件物件について、同事業を行うための法令上の許可等の取得が困難であったとしても、これを申立人が個人の住居として使用したとするのが不自然であることは否定できない。又、この点、申立人からは、本件物件を自身の居住に供していたことの証拠として、水道料金の請求書や住民票(以前本件物件を住所地として登録していたとするもの)等が提出されているが、これら証拠によっても、申立人が現に本件物件

10) X 社 HP での説明による(<https://mikata-ins.co.jp/person/compensation/>)(2024 年 5 月 8 日閲覧)。

を自身の住居として使用していた実態があったと積極的に認定することは困難である（他方、当該実態がなかったと認定すべき合理的な根拠もない。）¹¹⁾という点を言及していながらも、ADR 機関による勧告では、Y の事業活動に伴う法律事件に非該当という判断を下している。

約款上、保険金を支払う対象となる原因事故の存在は、保険給付要件とされているので、保険金請求権者である被保険者に主張立証責任があると解される。他方、原因事故の除外事由に関しては保険者に主張立証責任があると解されることになる。この点のみを踏まえれば、保険者において除外事由となる事業上の法律事件に該当する点を十分に立証できていないとも考えられる。

ADR 機関による勧告と本判決とで結論に相違が生じた理由としては、本判決ではY がA 社の損害保険代理店である点に言及し、本件建物について、事業用建物を保険の目的物とする企業財産総合保険（ビジネスプロパティ）に継続加入している点である。先述のとおりY は商人であることから、Y において当該建物が自身の住居として使用されていた実態があったことを積極的に立証し、営業活動のためのものではない点について反証を行わなければならないことになる。

本件訴訟においてY はその点の立証が不十分であったことから、事業該当性を否定できず、保険金の支払が認められなかったものと解されることになる。

5. 結論

本件は事実認定に関する点が論点となっており、約款解釈上の議論が問題となったものではない。しかし、今後の類似の案件を検討する上で実務上参考になるのではないかと考える。私見では、本件事実関係を前提とする限りは、本判決の結論に賛成する。

[追記]

本稿は、判例研究所 2023 年度プロジェクト研究の研究成果の1つである。

11) 少額短期はけん相談室・前掲注2) 22 頁。